

阿蘇市公共施設・公共工事木材利用推進基本方針

木材の利用は、阿蘇市がめざす「元気あふれる産業づくり」の形成に寄与するものであり、優良な地元産材の地産地消を進めながら森林文化を継承し、発展させていくことが、阿蘇市民共有の環境財としての森林を健全な状態で未来に引き継ぐことにつながる。

当市では、「阿蘇地域木材需要拡大対策協議会」の会員として、県や阿蘇管内市町村及び阿蘇地域の森林・林業・木材産業団体と連携し、積極的に木材の利用に取り組んできた。

このような中、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）が施行されたことから、「建築物における木材利用の促進に関する基本方針（令和3年10月1日木材利用推進本部決定）」及び熊本県建築物等木材利用促進基本方針（令和4年1月4日施行）に即して策定するものであり、市が直接又は市内各種団体への補助等により実施する公共施設・公共工事（以下「市等工事」という。）において木材の利用を一層促進し、この取組を市内の民間事業者、さらには市民まで波及させることを目的として、法第9条に基づく新たな「阿蘇市公共施設・公共工事木材利用推進基本方針」を定めるものとする。

- * 公共建築物等：公共施設と公共工事の総体
- * 公共施設：公共性の高い建築物及びその附帯施設
- * 公共工事：地方自治体が実施する河川、砂防、道路、公園、農業農村整備、治山・林道、その他の土木工事

第1 公共建築物等における木材の利用の促進を図るための基本的事項

1 木材の利用を促進すべき対象

ア 市等工事で整備する公共施設

広く市民の利用に供される学校施設、社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）、病院・診療所、社会教育施設（図書館、公民館等）、運動施設（体育館等）、公園施設、農林水産業関係施設、公営住宅、庁舎等

イ 市等工事以外で、阿蘇市内において民間事業者等が整備するアに準ずる建築物

ウ 民間事業者が行う公共交通機関の旅客施設及び観光施設・物産館等の建築物

エ 公共工事で設置する施設

オ 公共建築物以外のその他建築物一般

- * 地域材の利用が低位であった非住宅の建築物や中高層建築物を含め建築物全体における地域材の利用を促進し、炭素の貯蔵を通じた脱炭素社会の実現、都市等における快適な生活空間の形成、地域の経済の活性化等に貢献することを目的とする。

2 木造計画・設計基準の活用

公共施設の整備に当たっては、木造施設の設計（基本計画、基本設計及び実施設計）に関する技術的な事項及び標準的な手法を定め、設計の効率化と性能の確保を図ることを目的として国が定める木造計画・設計基準（以下「木造基準」という。）の活用を図る。

3 木材の地産地消の促進

ア 市内あるいは近隣地域で生産又は製造された地域産資材（丸太、製材品、内装材、合板、集成材、ペレット、チップ、その他の加工品）の優先使用に努める。

イ 民間が整備する公共性の高い建築物においても、木材を利用する意義への理解と協力が得られるよう働きかける。

第2 市等工事で整備する公共建築物等における木材の利用の目標

1 低層の公共施設は、原則として木造とする。ただし、法令上の規定がある場合や許容範囲を超える負担増となる場合、防災関連施設など用途面や、構造・耐久性など技術面から木材の利用が困難である場合等を除く。

2 建築物の構造にかかわらず木質化が可能な床、壁等については、木質化を推進する。特に、市民の目に触れる機会が多い施設の内装は木質化に配慮する。

3 木材を原材料とした備品及び消耗品の利用を促進するほか、暖房器具又はボイラーを設置する場合は、木質バイオマス燃料の利用を検討し、利用の促進を図る。

4 公共工事においては、木材・木製品を用いた工法を検討し、積極的な木材の利用を図る。

5 その他木材の利用に当たり、以下の事項に配慮する。

ア 「規制・制度改革に係る対処方針（平成22年6月18日閣議決定）」による規制の見直しに係る公共施設については、積極的に木造化を図る。

イ グリーン購入法に規定する特定調達品目に該当する木材は、同法の規定により策定された環境物品等の調達の推進に関する基本方針に示された判断基準を満たすことを目標とする。

ウ 歴史的・文化的価値を有する施設の整備に当たっては、その価値に相応しい木材の利用を図る。

第3 公共建築物等における木材の利用の促進に関して必要な事項

1 相談窓口の設置

公共建築物等における市町村産木材の積極的な利用を促進するため、木材の利用と供給に関する相談窓口を設置する。

2 公共建築物等のコスト等に関して考慮すべき事項

ア 木材の利用に当たり、一般に流通している木材を使用するなど設計上の工夫又は

効率的な木材調達等によりコストの縮減を図る。

イ 公共施設については、建設コストのみならず維持管理及び解体・廃棄等も含めたライフサイクルコストの縮減を図る。

ウ 木質バイオマスを燃料として利用する場合は、処理経費等のコスト縮減を図りながら、燃焼灰の有効活用に努める。

- 3 公共建築物における地域材の利用の促進はもとより、非住宅の建築物や中高層建築物を含めた建築物における地域材利用の促進に向け、地域の実情を踏まえた効果的な施策の推進に積極的な役割を果たすことが求められる。このため、整備する公共建築物における地域材の利用の促進に取り組むほか、民間建築物における地域材の利用が促進されるよう、建築物木材利用促進協定制度の周知等に取り組むものとする。

附則 この方針は、平成23年 9月 8日から施行する。

一部改正、令和 5年 3月13日